

回答書 2

令和8年8月17日
福島県県北地方振興局

福島県県北地域観光誘客プロモーション業務委託公募型企画プロポーザルに係る質問について、以下とおり回答します。

No.	質問	回答
2	【仕様書 6（3）】 ・インフルエンサー 4 名でファムトリップについて 4 回以上実施とありますが、4 回別行程で同日程の場合 4 名での同一行程にする必要がありますか ・同一のインフルエンサーに4 回派遣をものとめますか	ファムトリップについては、県北地域の多様な観光資源を主に中京圏在住かつ幅広いターゲット層に向けて発信することが目的のため、4 回別行程で同日程の場合、4 名での同一行程にする必要はありません。また、上記の観点から同一のインフルエンサーに4 回の派遣はもとめません。
3	【仕様書 6（5）】 「広告配信費は300 万円以上を確保し」とありますが、この「300 万円」には広告クリエイティブ制作費は含まれるという認識でよろしいでしょうか。それとも純粋な「媒体への配信費（消化金額）」のみで300 万円以上を確保するという指定でしょうか。	広告配信費の中には広告クリエイティブ制作費も含まれます。
4	【仕様書 6（4）】 「県及び関係市町村等がSNS 等で二次利用できるよう必要な権利処理及び利用許諾を取得すること」とありますが、この二次利用の「期間」に指定はございますでしょうか。（例：「事業終了後1 年間」や「無期限」など）	期間について特に指定はしていません。
5	【仕様書 6（2）ア】【仕様書 6（5）】 上記に国内誘客に有効と思われるはずの「X」が明記されていないのはなぜか？（どのような観点から外れているのか？）	本業務はファムトリップ動画配信等を想定したものであるため、【仕様書 6（2）ア】に記載のあるとおりInstagram、YouTube、TikTokのいずれかの媒体を活用していることをインフルエンサーの選定条件として提示しています。また、【仕様書 6（5）】に記載した広告媒体については、あくまでも一例です。目的達成に効果的であれば「X」等他の媒体についてのご提案頂くことが可能です。

No.	質問	回答
6	【契約形態について】 本業務は、仕様書に定める業務を対象とした総価型請負契約（ランプサム方式）となりますでしょうか？	本業務については、委託候補者の決定後、提案内容等を踏まえ仕様書の内容について協議し、協議後の仕様書に基づき改めて見積書を提出いただきます。見積額が募集要領に記載された委託費の上限の範囲内かつ予定価格の範囲内であれば契約を締結する流れとなります。なお、契約後に委託内容が変更となった場合で委託料の額を変更する必要があると認めるときは双方協議の上、変更契約を行います。
7	【募集要領3（1）ア】 参加資格要件ア「福島県内に本社又は事務所・事業所を有すること」について、共同提案（グループ）で参加する場合、代表提出者以外の構成員（協力事業者・下請け等の位置づけの者を含む）にも同様の要件が求められるのか。代表提出者のみが要件を満たせば、その他の構成員は各領域の経験がある県外事業者でも参加体制に含めることは問題ないでしょうか。	参加資格については、複数の者がグループを構成し共同提案する場合、代表提出者だけでなく代表提出者以外の構成員についても、福島県内に本社又は事務所等を有し、県内で確実な業務遂行体制が確保されていることを要件としています。
8	【ターゲット層について】 中京圏（愛知県・岐阜県・三重県）をターゲットとする理由・背景（過去の誘客実績や来訪者データ）があれば伺いしたいです。	県北管内の観光客入込者数は1,600万人と過去最高を更新していますが、割合としては日帰り・短期間滞在が中心であり、宿泊者客の獲得が課題となっています。そのため、さらなる観光消費の増加を目的として、地理的に宿泊を伴う旅行となりやすく、福島県への訪問意向が比較的低い中京圏をターゲットとしております。
9	【既存アカウントの活用について】 県北地域（福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村）として活用可能な既存のSNS公式アカウントは存在するか。存在する場合、当該アカウントを活用するのか、新規開設を想定しておりますでしょうか。	県北地方振興局で運営するInstagram及びFacebook、YouTubeのアカウントを活用してください。なお、本業務に係る新規開設は想定しておりません。
10	【施策の制約や必須事項について】 ファムトリップの実施時期・日数、対象市町村の範囲（8市町村すべてを網羅する必要があるか）について指定はございますでしょうか。 インフルエンサーが県北地域の観光地等を巡るファムトリップを4回以上実施すると記載がございますが、まとめ1回での実施は可能でしょうか。 2泊3日×4回ですと、旅費が高くなるため、1回にまとめて浮いた費用は、リーチ拡大のための広告配信に活用したい意図がございます。	ファムトリップの実施時期について指定はありませんが、契約終了まで3か月以上の配信期間や効果測定に係る日数等を考慮した上で最適な時期を提案してください。また、日数については1回の行程につき2泊3日以上を要件としています。対象市町村の範囲については、県北地域内の8市町村を対象とし、ファムトリップ全体の中で8市町村すべてを網羅してください。ファムトリップは4回以上実施いただくことを要件としており、複数回を同一日程で行う場合でも回毎にインフルエンサー及び行程を変えて実施頂く予定です。

No.	質問	回答
11	【遷移先について】 Web広告の遷移先（特設LP、既存の観光サイト等）はご用意いただけるか、受託者側での制作が必要でしょうか。	Web広告の遷移先については用意しておりません。そのため、既存の観光サイト等を利用する場合は、県北地域の魅力発信に繋がるサイトをご活用ください。
12	【既存素材の活用について】 既存の写真・動画素材、ロゴ、ブランドガイドライン等の貸与は可能でしょうか。	原則として貸与は行いませんので、当事業で作成したものを使用してください。ただし、県や市町村等で使用を許可している既存の素材等を使用する場合は別途御相談ください。
13	【実績について】 類似業務実績として求める実績の範囲（観光プロモーション全般でよいか、インバウンド又は中京圏向けの実績が必須か）など、どこまでの範囲を実績としてよいかをお伺いしたいです。	観光プロモーション全般の実績で可とします。
14	【広告費用について】 広告配信費は 300 万円以上と記載がございますが、税込みの金額という理解でよろしいでしょうか。	広告配信費は税抜き金額になります。